

高知県就労体験講習給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県就労体験講習給付金（以下「給付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的及び交付対象者)

第2条 県は、20歳未満の若年者の就職を支援するため、高知県見守り雇用主登録制度要綱に基づき登録した事業者のもとで、高知県就労体験講習実施要領に基づく就労体験講習（以下「講習」という。）を受講した者（以下「対象者」という。）に対し、予算の範囲内で給付金を交付する。

(交付額の算出方法)

第3条 給付金の交付額は、講習期間中、実際に講習を受けた講習時間の合計（合計時間に端数があるときは、30分未満は0.5時間、30分以上60分未満は1時間に切り上げ）に最低賃金を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは当該端数を切り上げた額）とする。

(給付金の交付の申請)

第4条 交付対象者は、講習修了日の翌日から7日以内（ただし、天災その他申請しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がなくなった日から7日以内）に、別記第1号様式による給付金交付申請書に、別記第2号様式による就労体験受講カード（受講者用）を添えて、知事に提出しなければならない。

(給付金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による給付金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、給付金を交付すべきものと認めたときは、速やかに給付金の交付を決定し、交付対象者に別記第3号様式により通知するものとする。

- 2 前項の規定により給付金の交付の決定をする場合において、適正な交付を行うために必要があると知事が認めるときは、給付金の申請に係る事項に修正を加えて給付金の交付を決定することができるものとする。
- 3 知事は、前項の規定により申請内容を審査した結果、給付金を給付しないことが適当であると認めるときは、不交付の決定を行うこととし、理由を付して別記第4号様式により通知するものとする。

(調査等)

第6条 知事は、本給付金事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、交付対象者及び受入事業主に対し、書類の提出又は報告を求め、必要な調査等を行うことができる。

(給付金の交付の取消し)

第7条 知事は、第5条第1項の規定により給付金の交付を決定した場合において、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 別表第1に掲げるいずれかに該当したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本要綱で定める要件に該当しない事実が明らかになったとき。
- (3) 給付金交付申請書その他の関係書類の記載内容に虚偽又は不正等があることが明らかになったとき。
- (4) 正当な理由がなく、前条に規定する調査等を拒んだため、給付金の適正な交付に関し必要な確認をすることができなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、給付金の交付に関し、知事の指示に従わなかったとき。

2 知事は、前項の規定に基づき給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、理由を付して通知するものとする。

(給付金の返還)

第8条 知事は、前条第1項の規定に基づき給付金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めて当該給付金を返還させるものとする。

(講習期間の変更及び受講中止)

第9条 受講者は、講習期間を変更しようとするとき、又は受講を中止しようとするときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(情報の開示)

第10条 給付金の交付に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任等)

第11条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月3日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、要綱に基づき交付された給付金については、第6条から第8条まで及び第10条の規定は、同日以降もなお、その効力を有する。

別表第1（第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

高知県就労体験講習給付金交付申請書

申請日 令和 年 月 日

高知県知事 様

次のとおり、高知県就労体験講習給付金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
なお、記載した事項については事実と相違ありません。

1 申請者の情報

住所	〒			
氏名			生年月日	平成・令和 年 月 日
電話番号				
振込口座	銀行・農協・信金		本店・支店	当座・普通
	口座番号			
	口座名義(フリガナ)			
就労体験講習 受講内容	受講事業者			
	受講期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
	講習日数 ※受講カードの受講日数と一致することを確認	日間		
	①受講時間の合計(0.5時間単位) ※受講カードの時間合計と一致することを確認	時間		

2 給付金交付申請額

①受講時間の合計	②最低賃金	①×②=交付申請額 (小数点以下は切り上げ)
時間	円	円

就労体験受講カード（受講者用）

- ・受講期間は最長 15 日間です

講習保険期間	月	日	～	月	日
--------	---	---	---	---	---

※就労体験講習開始日から 30 日以内の間で設定してください。

NO.	1	2	3	4	5
日付
受講時間					
印					
NO.	6	7	8	9	10
日付
受講時間					
印					
NO.	11	12	13	14	15
日付
受講時間					
印					

上記のとおり、講習を受講したことを証明します。

令和 年 月 日

受講者氏名

第3号様式

番 号

高知県就労体験講習給付金交付決定通知

(交付申請者) 様

年 月 日付けで申請のありました令和 年度高知県就労体験講習給付金については、金 円を交付することに決定しましたので通知します。

年 月 日

高知県知事 濱田 省司

第4号様式

番 号

高知県就労体験講習給付金不交付決定通知

(交付申請者) 様

年 月 日付で申請のありました令和 年度高知県就労体験講習給付金については、高知県就労体験講習給付金交付要綱第5条第3項に基づき審査した結果、交付しないことに決定しましたので通知します。

不交付の理由：

年 月 日

高知県知事 濱田 省司